

2018年2月5日

第21号

NHK裁判支援ニュース

発行：NHK問題を考える奈良の会

発行者：佐藤 真理

奈良市登大路町36大和ビル4階

tel：0742-26-2457

事務局：平川 邦昭（090-8938-1135）

1. 今年は、いよいよ正念場！

2年前の2016年7月、宮内正厳さんが原告となり、“放送法遵守義務確認等請求事件”としてNHKを奈良地裁に提訴しました。その後、集団訴訟で同様の訴えを奈良地裁に起こしました。第1次集団訴訟（2016年12月 45名）、第2次集団訴訟（2017年3月 58名）、第3次集団訴訟（2017年9月 22名）、合計で126名の原告団となりました。公共放送を視聴者・市民に取り戻す歴史的な裁判に勝利するためには、大きな原告団をつくるのが大切ですが、お蔭様で多くの方々に原告団に参加いただきました。

先行している宮内さんと第1次集団訴訟（裁判長の判断で併合）で、被告NHKは、原告が提起している“放送法遵守義務確認等請求事件”は、裁判する値打ちがない（訴えの利益がない）と主張しています。これに対し、原告弁護団が反論し、NHKは再主張がしづらい状況になっているようですが、裁判長は、被告に原告の主張に反論するよう再三促しています。

また、裁判長は、原告がNHKの放送法違反の放送により権利を侵害された訴えに対し、裁判を起こした時点での放送法違反の事実を明らかにするよう原告に求めています。

原告弁護団は、昨年12月、最高裁のNHK受信料に関する判決に関し今回の裁判との関係に関する見解表明や原告が受けた権利侵害に関する陳述（原告アンケート実施）等を引き続き行う旨を述べています。今後は、3つの裁判を併合することや証人喚問を裁判所に求める等努力を続けて参ります。

“

2. 弁護団の増員

いよいよ正念場を迎えている裁判に最善を尽くすため、弁護団が増強されました。今までは、7名の弁護士で構成されていましたが、今治周平（いまじしゅうへい）弁護士を迎え8名の弁護団で対応して参ります。

3. 裁判（口頭弁論）の日程

宮内訴訟・第1次集団訴訟（原告46名）の第7回口頭弁論

・日時 2018年2月26日（月）11時

・場所 奈良地裁大法廷（傍聴席 70名）

裁判終了後、裁判報告会及び講演会を大和ビルで開催します。講演会は、白井啓太郎弁護士が「NHK受信料訴訟の最高裁判決」についてポイントをわかりやすく説明します。

第2次集団訴訟（原告58名）の第4回口頭弁論

・日時 2018年2月28日（水）14時

・場所 奈良地裁201号法廷（傍聴席 24名）

第3次集団訴訟（原告22名）の第2回口頭弁論

・日時 2018年2月26日（月）13時30分

・場所 奈良地裁201号法廷（傍聴席 24名）

以上